第23

### 廃止の届出

### 1. 廃止届の範囲

「用途を廃止する」とは、危険物施設として使用していたものを将来に向かって完全に 危険物施設として機能を営まないことをいう。

- (1) 廃止届の範囲は、原則として次によること。
  - ① 製造所等の用途が廃止された場合とする。
  - ② 火災、その他の災害により製造所等が損壊し、使用不能となった場合とする。
  - ③ 製造所等の区分の変更をする場合(変更許可に該当する場合を除く)とする。
  - ④ 自己の意図に反して、用途廃止を余儀なくされた場合とする。

# (2) 届出対象外事項

- ① 危険物施設の一時的な休止の場合。
- ② 設置許可を受けた後、危険物施設の設置工事を行っている途中に、当該施設の設置 意志を喪失した場合。

# 2. 届出の受理

製造所等に危険物が貯蔵(存置)されていない状態又は危険物の受払い等による滞留ができない状態が明らかに確認できる場合とする。

### 3. 添付図書等

- (1) 届出書には、廃止に伴う安全対策書を添付すること。
- (2) 原則、完成検査済証を添付すること。
- (3) 原則、タンク検査済証(液体危険物タンクを有する場合)を添付すること。

### 4. 届出時期

用途を廃止したときは、遅滞なく届出るものとする。

### 5. 記載要領

記載要領については、第2編(P47)を参照すること。 提出部数については、1部提出とすること。